起　案　用　紙

処理期限	平成　年　月　日
保存期間	永久　10 年　5 年　1 年
起　案	平成２５年 12 月 19 日
決　裁	平成 25 年 12 月 24 日
施　行	平成 25 年 12 月 24 日
文書番号	武市教学第 1370 号

決裁区分	甲	乙	㊙	丁
市長	副市長	教育長		

部長　課長　参事　指導主事　係員

起案者氏名：中村大二

合議部	部長	合議課	課長	課長代理・係長	係員
		財政課			

（件名）

武雄市小学校タブレット端末購入にかかる
企画案等の提案について（伺い）

このことについて、別紙実施要領にてプロポーザル方式を採用し、下記の通り依頼してよろしいかお伺いします。

1．業 務 名：武雄市小学校タブレット端末購入

2．実施要領：別紙実施要領のとおり

3．予算措置：10-01-03-18 備品購入費

　　１２６，０００，０００（税込）

4．業者選定方式：審査委員による採点方式

5．採点者：武雄市小中学校タブレット端末導入選定委員会（別紙①参照）

6．依頼先：①㈱エデュアス　②NTT データカスタマサービス㈱九州支社

　　③㈱学映システム武雄支店

7．依頼先選定理由：市内学校において ICT 教育関連の事業実績がある事業所。

8．随意契約：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約。
　　理由は別紙のとおり。

（意見）

武雄市教育委員会

・(株)エデュアス

・エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス(株)
九州支社

・(株)学映システム武雄支店　様

武市教学第1370号
平成２５年１２月２４日

武雄市長　樋　渡　啓　祐

武雄市小学校タブレット端末購入にかかる企画案等の提案について（依頼）

厳寒の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当市では平成２６年度より、市内全小学校の児童にICT教育の推進を目的としたタブレット端末の整備を計画しております。

つきましては、依頼先を決定するにあたり、貴社を指名いたしますので通知いたします。審査会を下記のとおり計画しております。

なお、平成26年1月15日（水）までに、別紙「参加承諾・辞退届」により意思表示をお願いいたします。

記

●業　　務　　名：武雄市小学校タブレット端末購入
●審　査　会　日　時：平成２６年１月２１日（火）１０時から
●審　　査　　会　　場：武雄市役所３階会議室（受付、控室は１階会議室）
●実施要領及び仕様書：別紙のとおり
●問 い 合 わ せ 先：武雄市役所教育部学校教育課
佐賀県武雄市武雄町昭和１－１
０９５４－２３－８０１０

平成　　年　　月　　日

武雄市長　樋　渡　啓　祐　様

住　所
社　名
代表者

参加承諾・辞退届

平成24年12月24日付けで指名を受けた審査会による企画等の提案について、下記のとおり意思表示いたします。

業務名　武雄市小学校タブレット端末購入

記

承諾する　・　辞退する

※どちらかを〇で囲んでください。

【連絡先】担当所属者・指名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

武雄市小学校タブレット端末購入　指名型プロポーザル実施要領

この「プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、武雄市立小学校タブレット端末購入の事業者の選定に関し、一般的な事項を定めるものとする

１．本業務内容

(1) タブレット端末購入

① タブレット端末市内全小学校導入(仕様書参照)

② アプリケーションインストール(仕様書参照)

③ 各整備の初期設定

④ 各操作説明、研修会

(2) 事業個所

武雄市内全小学校（6 学年 11 校・分校 3 校の 14 箇所）

(3) 納入日

平成２６年３月３１日まで

(4) 予算

126,000,000 円以内（消費税を含む）3,153 台（予備機 93 台含む）

２．審査会への参加資格

(1) 先進的かつ積極的に企画立案できる能力を有していること。

(2) 業務担当者の専門的知識及び業務遂行能力に優れていること。

(3) 平成 25・26 年武雄市入札参加資格名簿に登載されているものであること。

(4) 本業務について、仕様の変更等に臨機応変に対応できる能力を有すること。

３．評価基準

(1) 選定方式

納入業者の選定は、武雄市小中学校タブレット端末導入選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、全体の価格設定、提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に評価し決定する。

(2) 審査項目・審査基準

① 業務経歴

同種・類似業務及び他自治体との業務の実績等。

② 審査会（プレゼンテーション）の総合的な内容の評価

仕様書に記されている条件を満たしているか。

業務の提案内容の企画の将来性はどうか。

デバイスの操作はスムーズで容易にできるか。

教諭のデバイス操作及び管理が容易にできるか。

アプリケーション操作がスムーズで且つ利用目的に適しているか。

保守管理業務がしっかりと示されているか。

③ 金額

委託予定額に対する作業量が適正に設定されているか。

同条件作業で安価な設定がされているか。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 審査会を欠席した場合。

② 虚偽の内容が記載(報告)されている場合。

③ その他、不適当と認められた場合。

4．担当部署

武雄市 教育部 学校教育課

〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町昭和１番地１

TEL：0954－23－8010　FAX：0954－23－~~3816~~ 5189

5．審査会(プレゼンテーション)の場所及び方法

(1) 審査会

日時は平成26年1月21日（火）１０時から

審査会場は武雄市役所３階会議室（控室は同市役所１階会議室）

受付は９時より市役所１階会議室（控室）で行う。

会場での準備時間は１０分以内で行うこと。

プレゼンテーション時間は準備時間を除２０分以内とする。

プレゼンテーション後に質疑時間を３０分以内で実施する場合がある。

プレゼンテーションに伴う機材等は各事業所で準備すること。（電源、机、椅子は準備）

プレゼンテーションの順番は受け付け順とする。

(2) 提出物

提出物は審査会受付時に提出。

① 提案(説明)資料(10部)

審査会(プレゼンテーション)説明に使用する書類一式。

② 見積書(1部)

項目別に算出根拠が示されたもの。

③ その他、パンフレットや実績ある同種・類似業務等の書類を添付することは可。

(3) 審査会の方法

各事業者は、審査会場前で受付を行い、担当者の指示に従い控室で待機。担当者の呼び出しにより、速やかに会場に移動、準備しプレゼンテーションを行う。

6．提案に関する質問および質疑について

(1) 受付期間　通知より平成26年1月10日（金）午後4時まで。

(2) 質疑方法　質問票(別紙様式)によりFAXで受付。

(3) 回答方法　一括して取りまとめ、平成26年1月15日（水）までに参加者全員に通知。

7．選考方法に係る事項

選定委員会で、プレゼンテーションおよび提出書類に基づく採点方式

8．選定結果の通知

審査結果はすべての参加者に書面により通知する。

9．契約の締結

(1)契約の締結

選定された事業者と随意契約において仮契約を行う。決定された事業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合は、締結を行わないことがある。なお、武雄市議会で承認後に本契約を締結する。

(2)契約締結にかかる業務内容

決定事業者から本審査会に示された企画提案および見積書の内容を基本に協議する。

(3)契約金額

決定事業者から本審査会において示された見積書の金額を基本に協議する。

(4)契約保証金

武雄市財務規則第１１９条により、契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、同規則第１２０条に該当するものは契約保証金を減免することができる。

１０．その他

本審査会の参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。

武雄市小学校タブレット端末購入　仕様書

1　業 務 名　　武雄市小学校タブレット端末購入

2　場　　所　　武雄市内全小学校

3　業務内容　　タブレット端末の整備
①タブレット端末市内全小学校導入(仕様書参照)
②アプリケーションインストール(仕様書参照)
③その他上記の業務に付帯する業務
（１）各整備の初期設定
（２）操作説明会及び研修会

4　仕　　様
（１）タブレット端末の機能
① OS について
・Android4.2 以上
・IOS7 以上
・Windows8/RT
② ディスプレイサイズ
・7 インチ程度
③ カメラ機能
・フロント（30 万画素以上）、リアカメラ（200 万画素以上）が実装
④ 内部ストレージ
・１６GB 以上
⑤ネットワーク
・無線ＬＡＮ（Wi-Fi）によるネットワーク接続が可能なこと
⑥操作性
・児童が使いやすいこと
・速やかに起動、終了を行うことができること
・アプリケーションのダウンロードが容易にできること
・動画や音声などの記録が容易にできること
（２）アプリケーション及び学習に関する機能
① 実装すべき機能
・児童の学習状況が把握できる機能を実装すること（学習支援システム）
・電子黒板とタブレット端末との連携を可能とする機能を実装すること
・個別学習が可能な学習教材が利用可能な機能を実装すること
② 留意事項

・できるだけ多くのファイルフォーマットに対応すること

③その他

・登録したアプリケーションの復旧が可能な仕組みを有すること。

（３）セキュリティ機能

① 学校内の利用におけるセキュリティについて

・学校内での教育活動における利用において、児童、教員が安全に利用できること

② 学校外の利用におけるセキュリティについて

・自宅への持ち帰りを想定し、校外での利用において、児童、教員、保護者が安全に利用できること

・校外での通信については、ネットワーク接続を禁止できること

③ 個人情報及び機種の使用時間の管理について

・認証やログインに関して共通化及び簡素化が図られるとともに、既存の認証システムと連携し適切な管理を行うことができること

・名簿等のデータベース管理については、共通性、互換性が確保され、安全かつ適切に個人情報が管理されること

（４）サポート体制

① 導入時のサポートサービスについて

・導入にあたっては、初期設定やアプリケーションのインストールなどが確実に行われること

・端末用保護ケース、保護フィルムを実装すること。

② 導入後のサポートについて

・保守、破損、故障などの対応が確実に行われること

・OS やアプリケーションのアップデートなどに確実かつ迅速に対応すること

・サポートサービスの体制（拠点、人員、対応日・対応時間、オンサイト対応までの所要時間の見込み等）について留意すること

・２年間のメーカー保証

注）サポートサービスは別途契約予定

5　納入期限　　平成２６年３月３１　日（月）

6　納 品 物　　上記に明記された業務、物品に加えて

・タブレット端末の個体及び仕様がわかる写真、パンフレット等

・アプリケーション及び学習に関する機能がわかる書類一式

・セキュリティ機能がわかる書類一式

・サポート体制がわかる書類一式

7　そ の 他　　上記以外の必要事項は、随時、学校教育課と協議の上進めること

（別紙様式）

武雄市小学校タブレット端末整備業務　指名型プロポーザル質問票

平成　　年　　月　　日

所在地
名　称
代表者

担当者　職氏名
連絡先　TEL
　　FAX
　　MAIL

質　問　事　項

武雄市小中学校タブレット端末導入選定委員

ICTに関した有識者	[redacted]	[redacted]	
	[redacted]	[redacted]	
市内学校教育の関係者	中野　稔	川登中校長	
	市瀬　次生	武内小教頭	
市内小中学校保護者代表	[redacted]	[redacted]	
教育委員会	代田　昭久	市教育監	
教育委員会	古賀　龍一郎	学校教育課参事	
市情報担当職員	古川　慎治	フェイスブックシティ課情報係長	

随意契約理由

本業務は市内全小学校へ学習支援システム等のシステムとアプリケーションを搭載させた市独自のタブレット端末購入業務である。

端末自体の操作性と、児童に適したアプリケーションシステムの組み合わせによる総合的評価を行うため、競争入札に付することが不利と認められるので、指名型プロポーザル方式により審査を行い、随意契約を締結したい。